

# 第50期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、本総会におきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。

詳細につきましては次頁以降をご覧ください。  
なお、お土産はご用意いたしておりません。

## 開催日時

2022年6月28日（火曜日）  
午前10時（開場 午前9時30分）

## 開催場所

粕屋町立生涯学習センター  
**サンレイクかすや さくらホール**  
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号

※本年は開催場所が変更となっております。  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。)

## 目次

■ 第50期定時株主総会招集ご通知	1
■ 添付書類	
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	31
第2号議案 定款一部変更の件	32
第3号議案 取締役7名選任の件	34

証券コード 2924  
2022年6月8日

株 主 各 位

福岡県糟屋郡粕屋町戸原東二丁目1番29号

**イフジ産業株式会社**

代表取締役社長 藤 井 宗 徳

## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、慎重に検討いたしました結果、本株主総会におきましては、感染防止策を徹底した上で開催させていただくことといたしました。

**恐れ入りますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、極力、事前に議決権を行使いただき、当日のご来場はお控えいただきますよう強くお願い申し上げます。**

なお、議決権は書面またはインターネットにより事前に行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、4～5ページに記載のご案内に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（開場 午前9時30分）

2. 場 所 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号

粕屋町立生涯学習センター サンレイクかすや さくらホール

（開催場所が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。また、感染防止策の一環としまして、座席の間隔を広げることからご用意できる席数に限りがございますため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。）

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第50期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役7名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

#### 【書面による議決権行使の場合】

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 【重複行使の場合】

議決権行使書用紙とインターネットの双方で議決権を重複して行使された場合、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

### 【株主様へのお願い】

- ◎本総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、報告事項、決議事項等の詳細な説明はやむを得ず省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ◎本総会は、マスクの着用や消毒液の配置等、感染防止策を実施した上で開催いたします。ご来場の株主様におかれましても、ご体調を確認いただくとともに、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ◎受付時に検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方等につきましては、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。何とぞご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◎以上の状況に鑑み、本総会における**お土産はご用意いたしておりません**。何とぞご了承いただきたく存じます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款の規定に基づき当社ウェブサイト (<https://ifuji.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
  - (1) 連結株主資本等変動計算書
  - (2) 連結計算書類の連結注記表
  - (3) 株主資本等変動計算書
  - (4) 計算書類の個別注記表なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://ifuji.co.jp/>) に掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

31頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、  
以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただける場合

### 株主総会へ出席



### 株主総会開催日時

2022年6月28日(火曜日)  
午前10時  
(受付開始 午前9時30分)

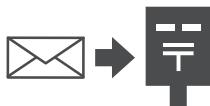
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただけない場合

### 書面によるご行使

#### 行使期限

2022年6月27日(月曜日)  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2022年6月27日(月曜日)  
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### パソコン等によるご行使

#### 行使期限

2022年6月27日(月曜日)  
午後5時30分行使分まで

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

### 重複して行使された 議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使に関するパソコン等の操作方法について

0120-652-031 (9:00~21:00)

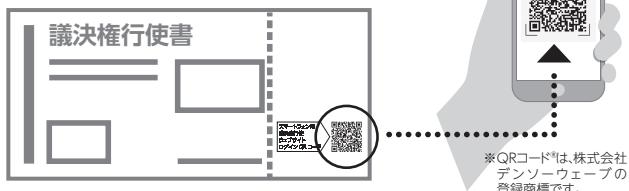
■ その他のご照会

0120-782-031 (平日9:00~17:00)

## 「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

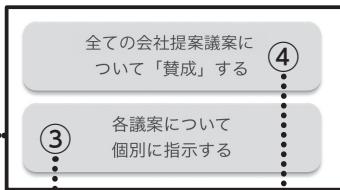


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

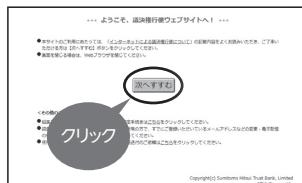
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

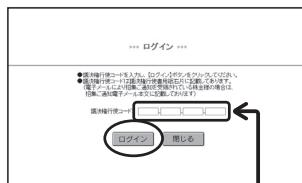
## パソコン等によるご行使

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



### ②ログインする

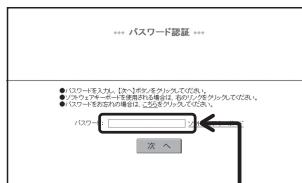


議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



### ③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大が各種感染防止策の効果やワクチン接種の進展により落ち着き、経済社会活動が徐々に正常化に向かい始めるなかで個人消費に持ち直しの動きが見られた一方、新型コロナウイルスのオミクロン変異株の感染拡大、ウクライナ危機を背景とする原油価格の高騰等から物価上昇圧力が強まり、景気の先行きに不透明感が高まりました。

食品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出自粛要請や休業要請、営業時間の短縮等により外食等の需要が減少する一方で、中食・内食の需要が増加する等、食に対する需要が大きく変化しました。また、穀物価格の上昇等により原材料価格が上昇し値上げが相次ぎました。鶏卵業界では2020年11月から2021年3月にかけての鳥インフルエンザの大規模な発生により鶏卵の需給が逼迫した余波を受けて、鶏卵相場が極めて高い水準で推移しました。

このような状況の中、当社グループの当期の連結売上高につきましては、過去最高となる17,430百万円（前期比26.1%増）となりました。

損益につきましては、連結営業利益は8期連続増益となる1,325百万円（同11.9%増）、連結経常利益は8期連続増益となる1,357百万円（同12.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3期連続増益となる996百万円（同20.0%増）となり、いずれも過去最高益となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高が105百万円減少しております。

セグメントごとの業績を示すと、次のとおりです。

#### ① 鶏卵関連事業

当セグメントにおきましては、主要な商品である液卵の製品販売単価及び原料仕入単価が鶏卵相場に連動して変動するものが多くあります。鶏卵相場が高く推移した場合は、製品販売単価及び原料仕入単価はともに高く推移する傾向にあります。一方、鶏卵相場が低く推移した場合は、製品販売単価及び原料仕入単価はともに低く推移する傾向にあります。そのため、製品販売単価と原料仕入単価の差益の一定額以上の確保と販売数量の確保により利益が最大になるように努めております。

当セグメントにおける売上の指標となる販売数量につきましては、前期に比べ5.4%増となりました。これは主に、前述の鳥インフルエンザの大規模な発生に伴い鶏卵の需給が逼迫し鶏卵市場に原料卵が不足するなか、輸入卵や委託生産等多様な調達手段により原料卵の安定確保に注力し、既存取引先への安定供給に努めたことや、営業面での積極的なアプローチにより新規取引先を獲得できたこと等によるものです。

売上高につきましては、鶏卵相場（全農東京Mサイズ基準値）が26.6%（45円）高と大幅に上昇したことに伴い連動する販売単価が上昇したこと及び販売数量が増加したこと等により、液卵売上高は15,219百万円（前期比29.6%増）となりました。また、加工品売上高は卵白プロテインの販売増等により509百万円（同8.6%増）、その他売上高は591百万円（同23.1%増）となりました。この結果、当セグメント合計の売上高は16,319百万円（同28.5%増）となりました。

セグメント利益につきましては、鶏卵相場高に伴い原料仕入単価が高騰したため一部の製品の販売単価改定を行ったこと、また前述のとおり販売数量が増加したこと、さらに工場の生産効率の向上や歩留まりの向上による製造コストの削減に努めたこと等、業績を向上させるべく様々な施策を積極的に講じた結果、1,242百万円（同9.0%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、従来、顧客に支払われる対価の一部を販売促進費として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当期より、これら顧客に支払われる対価は売上高から控除して表示しており、この結果、売上高が34百万円減少しております。

## ② 調味料関連事業

当セグメントの売上高につきましては、既存得意先への販売増等により1,196百万円（前期比3.8%増）となりました。

セグメント利益につきましては、上記売上高の増加及び販売費及び一般管理費の低減に努めた結果、70百万円（同130.2%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、得意先から受け取る対価の総額を売上高として認識していた取引のうち、顧客への商品等の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、当期より、顧客から受け取る対価から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で売上高を認識する方法に変更しており、この結果、売上高が70百万円減少しております。

## ③ その他

当セグメントは太陽光発電であり、売上高は前期並みの24百万円となり、セグメント利益は太陽光パネルの修理等により13百万円（前期比6.8%減）となりました。

## (2) 当社の事業所別売上高

(単位：百万円)

	前 期	構 成 比	当 期	構 成 比	前期比増減
関 東 事 業 部	5,566	43.8%	7,236	44.3%	1,670
関 西 事 業 部	2,840	22.3%	3,489	21.4%	649
福 岡 事 業 部	2,549	20.0%	3,151	19.3%	602
名 古 屋 事 業 部	1,741	13.7%	2,442	14.9%	701
小 計	12,696	99.8%	16,319	99.9%	3,623
太 陽 光 発 電	23	0.2%	23	0.1%	△0
合 計	12,720	100.0%	16,343	100.0%	3,622

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当期の期首から適用しており、当期の売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 設備投資の状況

当社グループにおいて当期中に実施した設備投資総額は、442百万円となりました。これは主に、鶏卵関連事業における液卵製造設備の新設及び更新427百万円等によるものです。

### (4) 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 47 期 (2019年 3 月期)	第 48 期 (2020年 3 月期)	第49期 (2021年 3 月期)	第50期 (当期) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	13,711	14,312	13,825	17,430
経 常 利 益 (百万円)	828	951	1,210	1,357
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	552	614	830	996
1 株当たり当期純利益 (円)	66.28	75.20	101.63	121.46
総 資 産 (百万円)	10,710	10,448	11,038	11,759
純 資 産 (百万円)	5,702	6,032	6,723	7,529
1 株当たり純資産額 (円)	684.63	740.93	822.03	916.86

(注) 1 第50期 (当期) の状況につきましては、前記 (1) 「事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 47 期 (2019年 3 月期)	第 48 期 (2020年 3 月期)	第49期 (2021年 3 月期)	第50期 (当期) (2022年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	12,527	13,201	12,720	16,343
経 常 利 益 (百万円)	804	958	1,197	1,311
当 期 純 利 益 (百万円)	538	631	806	966
1 株当たり当期純利益 (円)	64.62	77.27	98.76	117.85
総 資 産 (百万円)	9,965	9,700	10,280	10,948
純 資 産 (百万円)	5,202	5,548	6,216	6,992
1 株当たり純資産額 (円)	624.57	681.56	760.06	851.54

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第50期の期首から適用しており、第50期に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 対処すべき課題

当社は、良質な製品とサービスを安定的・継続的に供給して「食のインフラ」を構築し、お客様のニーズに応えていくことを使命としております。そのような中、国内外での鳥インフルエンザの発生や飼料価格の高騰等による購買環境の変化に対しては、仕入拠点や仕入手段の拡大と多様化、事業部間での連携による原料調整に努め、対処してまいります。

品質につきましては、品質保証体制の強化や教育により社員の知識とスキルの向上に継続して取り組んでまいります。

また、自動充填機や無人異常卵検出装置等の設備投資による自動化・省力化・省人化に努め、生産能力を向上させ、さらなる販売の拡大に注力してまいります。

調味料関連事業につきましては、物価上昇等によるコストアップに対して価格転嫁を行い、適正な価格での販売を行ってまいります。また、製菓・製パンメーカーへ販路を拡大して鶏卵関連事業とのシナジー効果を高めるとともに、在庫管理の徹底によるロスの削減に取り組む、収益性を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (7) 重要な子会社の状況

名称	本店所在地	資本金	主要な事業内容	議決権の所有割合
日本化工食品株式会社	福岡県糟屋郡粕屋町	95百万円	業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売	100.0%

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (8) 主要な事業内容

鶏卵関連事業……液卵及び卵加工品の製造及び仕入販売

調味料関連事業…業務用粉体調味料及び顆粒調味料等の製造販売

## (9) 事業所

### ① 当社

本社 (福岡県糟屋郡粕屋町)

福岡事業部 (福岡県糟屋郡粕屋町)

関西事業部 (京都府綴喜郡井手町)

名古屋事業部 (愛知県安城市)

関東事業部 (茨城県水戸市)

### ② 日本化工食品株式会社

本社 (東京都中央区) (登記上の本店所在地 福岡県糟屋郡粕屋町)

千葉工場 (千葉県市原市)

**(10) 従業員の状況****① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
138名	7名減

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員の期中平均雇用人数（324名）を含んでおりません。  
 2. 臨時従業員には、定年後再雇用者、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。  
 3. 当期より、定年後再雇用者は従業員数から除き、臨時従業員数に含んでおります。なお、前期末比増減は、前期末の従業員数を組替修正した人数に基づき算定しております。

**② 当社の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
110名	2名減	39歳6ヵ月	13年3ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、臨時従業員の期中平均雇用人数（304名）を含んでおりません。  
 2. 臨時従業員には、定年後再雇用者、パートタイム従業員及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。  
 3. 当期より、定年後再雇用者は従業員数から除き、臨時従業員数に含んでおります。なお、前期末比増減は、前期末の従業員数を組替修正した人数に基づき算定しております。

**(11) 借入先の状況**

借入先	借入金残高
株式会社福岡銀行	1,114百万円
三井住友信託銀行株式会社	224
株式会社みずほ銀行	200
株式会社日本政策金融公庫	92
株式会社京都銀行	80
株式会社日本政策投資銀行	45
株式会社三井住友銀行	20

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,792,000株  
(2) 発行済株式の総数 8,211,764株 (自己株式 133,606株を除く)  
(3) 株主数 5,805名  
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社将コーポレーション	995,010株	12.12%
宇高紫乃	712,960	8.68
宇高真一	413,000	5.03
宇高和真	410,300	5.00
株式会社福岡銀行	394,850	4.81
藤井将徳	362,550	4.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	340,000	4.14
宇高悠真	277,400	3.38
藤井智徳	266,810	3.25
藤井宗徳	211,800	2.58

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

### (5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況

社外取締役を除く当社取締役全員（5名）に対し、譲渡制限付株式報酬として、計33,200株を1株当たり929円で交付いたしました。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役創業者会長	藤 井 徳 夫	
代表取締役社長	藤 井 宗 徳	日本化工食品株式会社 代表取締役社長
常 務 取 締 役	池 田 賢次郎	関東事業部長 東日本（関東事業部・名古屋事業部）担当
取 締 役	原 敬	経営企画部長 総務部担当 日本化工食品株式会社 取締役
取 締 役	見 島 正 文	購買統轄部長 西日本（関西事業部・福岡事業部）担当
取 締 役	川 原 正 孝	株式会社ふくや 代表取締役会長
取 締 役	中 川 正 裕	
常 勤 監 査 役	渡 邊 明 治	
監 査 役	高 宮 哲 郎	
監 査 役	近 藤 隆 志	

- (注) 1. 取締役川原正孝氏及び中川正裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役渡邊明治氏、高宮哲郎氏及び近藤隆志氏は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役渡邊明治氏は、銀行等での業務経験に加え、大学等での金融論等の教育経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 日本化工食品株式会社は、当社が株式の100%を保有する連結子会社です。
5. 監査役酒井善浩氏は、2021年6月25日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定は、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限り認められるものとする。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、法令等に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 当期に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

取締役報酬については、取締役会で決議された役員報酬規程において、透明性・客観性を備えた設計とし、かつ、具体的基準を定め、適切なプロセスを経て決定される仕組みとしております。

また、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長となる指名・報酬諮問委員会を設置しており、独立かつ客観的な立場から、報酬体系及び個人別の額の決定に関する方針やその妥当性について十分に審議し、取締役会に答申します。取締役会では、この答申内容を尊重し、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内で、個人別の報酬額を決定しております。

取締役の報酬等は、固定報酬と変動報酬で構成しており、固定報酬については、個々の役員等に基づき決定しております。業績に連動する変動報酬は、持続的成長と長期的な企業価値向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、短期インセンティブ報酬として賞与、中長期インセンティブとして株式報酬としており、固定報酬の額に対し一定の範囲内で変動するものとし、業績・役位等に応じ適切な割合で決定しております。変動報酬の額の算定においては、業績指標として、公表した数値であり収益性を示す基準として明確であること、当社の持続的成長にとって重要な指標であることから、連結経常利益を用いており、役位等に基づく基準額に前期の連結経常利益達成度係数を乗じて算出します。連結経常利益

の実績の推移は、「1. (5) 財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

監査役の報酬等については、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

なお、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。

#### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2012年6月27日開催の第40期定時株主総会決議により、年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）と定めております。当該総会終結時における取締役の員数は6名です。

また、金銭報酬とは別に、2020年6月25日開催の第48期定時株主総会決議により、年80,000株を上限として社外取締役を除く取締役を対象に譲渡制限付株式報酬を導入しており、そのための金銭報酬債権として年額60百万円以内（社外取締役を除く）を支給することとしております。当該総会終結時における取締役（社外取締役を除く）の員数は5名であり、当期において支給した当該株式報酬については、「2. (5) 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

また、監査役の金銭報酬の限度額は、2006年6月27日開催の第34期定時株主総会決議により、年額50百万円以内と定めております。当該総会終結時における監査役の員数は3名です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、独立性の高い社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会において決定方針等を審議し、その答申内容を受けて取締役会の決議により決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象人数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	199 (7)	122 (7)	46 (一)	30 (一)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	8 (8)	8 (8)	—	—	4名 (4名)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当15百万円を支給しております。  
 2. 非金銭報酬等として、社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付株式報酬を支給しております。  
 3. 非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当期中に費用計上した額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

川原正孝氏は、株式会社ふくやの代表取締役会長を兼職しております。当社は株式会社ふくやに対して当社製品を販売しておりますが、その取引額は年額50万円未満と僅少であり、またその取引条件は通常の取引先と同様です。

### ②当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	川 原 正 孝	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、食品メーカーの経営トップとしての経験を活かして、当社の経営全般、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性、事業方針の策定等に関する有用な意見、助言を述べました。
社外取締役	中 川 正 裕	当期開催の取締役会13回全てに出席し、事業会社での豊かな経営経験を活かして、当社の経営全般、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性、事業の健全性等に関する有用な意見、助言を述べました。
社外監査役	渡 邊 明 治	監査役に就任後、当期開催の取締役会10回の全て及び監査役会10回の全てに出席するとともに、常勤監査役として重要会議出席や事業部門往査等を行い、銀行や経営コンサルタント会社での経験や教育機関での教鞭経験を活かして有用な指摘、意見を述べました。
社外監査役	高 宮 哲 郎	当期開催の取締役会13回の全て及び監査役会13回の全てに出席するとともに、重要会議出席や事業部門往査等を行い、銀行や証券会社での経験を活かして有用な指摘、意見を述べました。
社外監査役	近 藤 隆 志	当期開催の取締役会13回のうち11回及び監査役会13回の全てに出席し、他の監査役の報告を受け、大手電機会社で役員を務めた経験を活かして有用な指摘、意見を述べました。

### ③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

川原正孝氏は、独立性の高い社外取締役であり、客観的な立場から、経営効率向上や企業価値向上のための助言や経営全般に関する監督の役割を果たしております。

中川正裕氏は、独立性の高い社外取締役であり、客観的な立場から、企業価値向上やコーポレート・ガバナンス強化のための助言や経営全般に関する監督の役割を果たしております。

また、川原正孝氏は取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長として、中川正裕氏は同委員会の委員として、当社取締役の指名、報酬等の決定に関する客観性の強化に寄与しております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していないことから、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、以下のとおり決議しております。

### (1) 事業運営の基本方針

当社の経営活動の根幹をなす「経営理念」は以下のとおりとする。

#### 【経営理念】

わが社は、高い倫理観を保ち、浮利を追わず、質実剛健と先憂後楽の社風を確立して、社業の発展に努め、以って、取引先、従業員並びに株主に対する企業責任を全うし、社会に貢献することを旨とする

### (2) 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社並びに子会社の取締役及び使用人が、法令・定款・当社の経営理念及び社会規範に準拠した行動を取るためにコンプライアンス規程を定めている。また、「企業活動の基本方針と行動指針 ～私たちの行動基準～」を制定し、その活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体が高い倫理観を維持・向上するよう積極的に取り組む。
- ② 代表取締役社長直轄の内部監査室が当社及び子会社の事業に関する法令・定款等の遵守状況について定期的な監査を行い、その結果を同委員会に報告するものとし、必要な場合は、本社及び各事業部並びに子会社に是正等を命じる。
- ③ 当社及び子会社は、社会の一員として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

### (3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、その職務の執行に係る情報については、法令及び当社の文書管理規程、文書整理及び保存規程、個人情報保護規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。また、財務報告の信頼性の確保については、経理規程、連結計算書類及び連結財務諸表作成規程をはじめとする各種規程に基づき適切に行う。
- ② 取締役及び監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧できる。

### (4) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する体制を整備するため、代表取締役社長直轄のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を組織し、当社グループ全体のリスク管理を行う。
- ② 同委員会の下部組織として、営業、製造、購買、経営、子会社の各部会を設置し、部会ごとに配置されたリスクマネジメント推進者を中心として、現状の問題点や将来発生が予測されるリスクについて分析・評価を行い、優先順位を明確にして対策を策定する。
- ③ 各部会の構成員は、それぞれの所属する事業部または子会社において日常のリスク管理や業務を通してリスクの教育研修活動を行う。

- ④内部監査室は、各部門等におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その結果を同委員会に報告し、同委員会は必要に応じて是正勧告を行う。
- ⑤鳥インフルエンザや食品安全上の事故、新型コロナウイルス感染症等の疫病の発生に備え、供給責任を継続的に果たすため、危機管理マニュアル等に基づき、各事業部の連携を強化し、予防体制を構築する。
- (5) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①当社の取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じ適宜開催し、経営に関する重要事項を決定する。また、各取締役は担当業務に関する執行状況を取締役会において報告する。
- ②当社の取締役は、取締役会規程等の社内規則に基づく職務権限及び意思決定のルールによりその職務の役割分担、責任・権限を明確にし、適正かつ効率的に職務執行を行う。
- (6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、子会社の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社に関する管理基準を関係会社管理規程に定め、企業集団の業務の適正化に努める。
- ②子会社の経営については、当社取締役または幹部社員を取締役として派遣し、事業内容の定期的な報告や重要案件については事前協議を行うなど、当社の業務方針に沿った業務執行を行うとともに、業務執行を監督する。
- ③当社グループは、規模・事業特性に応じた内部統制システムを構築し、その適切な運用により財務報告の信頼性を確保する。
- (7) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役が監査役会の運営事務その他の職務の執行につき補助すべき使用人の設置を求めたときは、監査役と協議の上で使用人を配置する。
- ②監査役を補助すべき使用人は、監査役会に所属し、取締役の指揮命令に服さないものとし、指揮命令権は監査役が有する。
- ③監査役を補助すべき使用人の人事に関する事項については、事前に監査役会の同意を得るものとする。
- (8) 当社の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社グループの取締役及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告する。
- ②監査役は、必要に応じて随時、取締役及び使用人から報告または情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、取締役及び使用人は、これに迅速・適切に対応する。
- ③当社は、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを一切行わないものとする。

- (9) 当社の監査役の職務の遂行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役の職務の遂行によって生じる費用及び債務並びにそれらの処理について、当該費用が当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに支払うものとする。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図る。
  - ② 監査役は、取締役会のほか、取締役の重要な職務執行を審議する会議に出席することができる。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### (1) 法令遵守への取組み状況

当社グループの「企業活動の基本方針と行動指針 ～私たちの行動基準～」の冊子及びその内容を抜粋した携行用カードを作成し、当社及び子会社の全役員及び従業員に所持させるとともに、コンプライアンス研修を年2回定期的に開催するなど、コンプライアンス意識の向上に努めております。

また、社外に公益通報者通報窓口を設け、通報者に不利益が生じないよう留意しつつ、不正行為等の早期発見に努めております。

### (2) 重要な会議の開催状況

当期においては取締役会を13回開催し、経営に関する重要な意思決定を行い、また、部長職等で構成する事業部長会議を12回開催し、業務執行状況の確認を行いました。

常勤監査役はこれらの会議に常時出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。

### (3) 取締役会の実効性評価

取締役会の実効性と透明性を高め、企業価値を向上することを目的として、取締役会実効性評価を実施しております。当期におけるその概要は以下のとおりです。

- ① 全取締役・監査役に対し、取締役会の実効性に関する全25項目の無記名方式による質問票を配付し、回答を得ました。
- ② 回答内容に基づき取締役会で議論した結果、当社の取締役会の実効性は総じて確保されていると分析・評価いたしました。取締役会の規模や構成、運営状況、実際の審議内容等は概ね適切であり、十分な議論の場として充実を重ねていると判断しております。一方で、議題に関する十分な事前検討のための資料の合理化、社内取締役の積極的な審議参加、コーポレートガバナンス・コード対応等につき、建設的な意見が提示されました。
- ③ 今後の対応としましては、今回の評価プロセスの中で各取締役・監査役から提示された多様な意見を踏まえ、継続的に取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

#### (4) 損失の危険の管理

リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程に基づき、当期においてはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を12回開催し、全社的な観点から、部会ごとのリスクマップ作成を含めたリスク管理を行い、新型コロナウイルス感染症や鳥インフルエンザに関する対策等を実施するとともに、各部会の取組みの進捗管理を行ってその内容を定期的に取り締役に報告するなど、損失の危険の管理の強化に努めました。

#### (5) 監査役の監査

当期においては監査役会を13回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し随時意見を述べたほか、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めております。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と監査内容等について定期的に意見交換を行っております。

#### (6) 反社会的勢力排除の取組み状況

取引先との契約書等には反社会的勢力排除条項を明記することとしているほか、警察当局、弁護士、福岡県企業防衛協議会など外部の団体等とも緊密な連携を取っております。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営上の重要課題と位置づけております。また、当社の属する液卵業界において競争力を強化し、市場シェアの拡大と収益の持続的な向上を図っていくためには、製造設備、研究開発等への積極的な投資が必要であると考えております。

株主の皆様に対する利益還元の基本方針としましては、経営体質の強化や今後の事業展開を勘案した内部留保にも留意しつつ、連結決算ベースの目標配当性向を25%~30%とし、中間配当及び期末配当の年2回お支払いすることとしております。

当期の配当につきましては、中間配当は1株当たり12円を実施し、期末配当は1株当たり16円を予定しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>6,824</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,863</b>
現金及び預金	3,199	支払手形及び買掛金	667
受取手形及び売掛金	2,254	短期借入金	1,002
商品及び製品	883	未払法人税等	251
仕掛品	57	賞与引当金	79
原材料及び貯蔵品	395	その他	862
その他	46	<b>固定負債</b>	<b>1,367</b>
貸倒引当金	△12	長期借入金	775
<b>固定資産</b>	<b>4,934</b>	長期未払金	562
<b>有形固定資産</b>	<b>4,704</b>	その他	28
建物及び構築物	1,689	<b>負債合計</b>	<b>4,230</b>
機械装置及び運搬具	1,061	<b>純資産の部</b>	
土地	1,915	<b>株主資本</b>	<b>7,489</b>
その他	37	資本金	455
<b>無形固定資産</b>	<b>8</b>	資本剰余金	382
<b>投資その他の資産</b>	<b>221</b>	利益剰余金	6,737
投資有価証券	123	自己株式	△86
繰延税金資産	86	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>40</b>
その他	15	その他有価証券評価差額金	40
貸倒引当金	△4	<b>純資産合計</b>	<b>7,529</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,759</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,759</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		17,430
売 上 原 価		14,026
売 上 総 利 益		3,403
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,077
営 業 利 益		1,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	2	
受 取 賃 貸 料	24	
助 成 金 収 入	4	
そ の 他	8	40
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	8
経 常 利 益		1,357
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5	5
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	0	
減 損 損 失	22	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1	24
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,337
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	437	
法 人 税 等 調 整 額	△95	341
当 期 純 利 益		996
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		996

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>6,086</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,588</b>
現金及び預金	2,997	買掛金	453
受取手形	108	短期借入金	1,001
売掛金	1,884	未払金	142
商品及び製品	805	未払法人税等	234
仕掛品	21	未払費用	473
原材料及び貯蔵品	234	預り金	14
前払費用	30	賞与引当金	61
その他	13	その他の	207
貸倒引当金	△10	<b>固定負債</b>	<b>1,367</b>
<b>固定資産</b>	<b>4,862</b>	長期借入金	775
<b>有形固定資産</b>	<b>4,396</b>	長期未払金	562
建物	1,555	その他の	28
機械及び装置	1,011		
車両運搬具	1		
工具、器具及び備品	29		
土地	1,798	<b>負債合計</b>	<b>3,955</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>8</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	4	<b>株主資本</b>	<b>6,952</b>
電話加入権	3	資本金	455
<b>投資その他の資産</b>	<b>457</b>	資本剰余金	382
投資有価証券	123	資本準備金	366
関係会社株式	240	その他資本剰余金	15
出資金	0	<b>利益剰余金</b>	<b>6,201</b>
差入保証金	5	利益準備金	40
長期前払費用	0	その他利益剰余金	6,161
繰延税金資産	86	固定資産圧縮積立金	120
その他	5	別途積立金	4,300
貸倒引当金	△4	繰越利益剰余金	1,740
		<b>自己株式</b>	<b>△86</b>
		評価・換算差額等	40
		その他有価証券評価差額金	40
<b>資産合計</b>	<b>10,948</b>	<b>純資産合計</b>	<b>6,992</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>10,948</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		16,343
売上原価		13,123
売上総利益		3,219
販売費及び一般管理費		1,963
営業利益		1,256
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	9	
業務受託料	18	
受取賃貸料	24	
助成金収入	4	
その他の	8	63
営業外費用		
支払利息	8	8
経常利益		1,311
特別利益		
投資有価証券売却益	5	5
特別損失		
固定資産除売却損	0	
減損損失	22	
投資有価証券評価損	1	24
税引前当期純利益		1,291
法人税、住民税及び事業税	417	
法人税等調整額	△92	325
当期純利益		966

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

イフジ産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田篤芳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イフジ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

イフジ産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田篤芳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田秀敏

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イフジ産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

イフジ産業株式会社 監査役会

監査役（常勤） 渡 邊 明 治 ㊟

監査役 高 宮 哲 郎 ㊟

監査役 近 藤 隆 志 ㊟

(注) 監査役全員は、会社法に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要課題と位置づけており、経営体質の強化や今後の事業展開を勘案した内部留保にも留意して配当金額を決定しております。

第50期の期末配当金につきましては、当期の業績、今後の事業展開及び内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当金について

##### (1) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金16円

総額 131,388,224円

なお、この期末配当金は、前期から2円の増配となります。また、昨年12月にお支払いした中間配当金と合わせた当期の年間配当金は、1株当たり28円（前期の年間配当金は1株当たり24円）となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日（支払開始日）

2022年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分について

##### (1) 増加する剰余金の項目及び額

別途積立金 700,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 700,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更いたしたく存じます。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報につき電子提供措置をとる旨の規定を、変更案第16条第1項に設けるものです。
- (2) 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を変更案第16条第2項に設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する現行定款第19条の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
(新 設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第16条～第18条 (条文省略)	第17条～第19条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第20条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第20条～第48条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 変更後第16条(電子提供措置等)の新設および変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。</li> <li>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月28日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定はなお効力を有する。</li> <li>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol>

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の指名にあたりましては、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会への諮問を経た上で決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位・担当	取締役会出席率
1	藤井徳夫 <small>ふじ い とく お</small> 再任	取締役創業者会長	100% (13回中13回)
2	藤井宗徳 <small>ふじ い むね のり</small> 再任	代表取締役社長 指名・報酬諮問委員会委員	100% (13回中13回)
3	池田賢次郎 <small>いけ だ けん じ ろう</small> 再任	常務取締役関東事業部長 東日本（関東事業部・名古屋事業部）担当	100% (13回中13回)
4	原敬 <small>はら たかし</small> 再任	取締役経営企画部長 総務部担当	100% (13回中13回)
5	見島正文 <small>み し ま ま さ ふみ</small> 再任	取締役購買統轄部長 西日本（関西事業部・福岡事業部）担当	100% (13回中13回)
6	川原正孝 <small>かわ はら ま さ たか</small> 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員長	100% (13回中13回)
7	中川正裕 <small>なか がわ ま さ ひろ</small> 再任 社外 独立	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員	100% (13回中13回)

13候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	ふじ い とく お 藤 井 徳 夫 (1941年2月13日)	1964年 4月 藤井養鶏場創業 1972年10月 当社代表取締役社長 2014年 6月 当社取締役会長 2017年 6月 当社取締役創業者会長 (現任) 2019年 8月 日本化工食品株式会社 代表取締役会長兼社 長	203,775株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>当社創業者として、永年にわたり当社を率いて事業の基盤を構築し、その成長を牽引してまいりました。当社の社業に精通しており、グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や判断力、統率力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
2	ふじ い むね のり 藤 井 宗 徳 (1975年6月2日)	1999年 4月 当社入社 2007年 6月 当社取締役 2008年 3月 当社常務取締役 (営業・購買、経営企画担 当) 2009年11月 当社専務取締役 2009年11月 日本化工食品株式会社 代表取締役社長 2014年 6月 当社代表取締役社長 (現任) 2022年 2月 日本化工食品株式会社 代表取締役社長 (現 任)	211,800株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>事業部門をはじめ、営業、購買、経営企画部門等の責任者及び子会社社長を歴任し、2014年からは代表取締役社長として当社グループの発展に貢献してまいりました。グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や判断力、指導力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		
3	いけ だ けんじろう 池 田 賢次郎 (1959年3月29日)	1981年 4月 当社入社 1996年 4月 当社関東事業部長 (現任) 1998年 6月 当社取締役 1999年 4月 当社名古屋事業部長 2003年 6月 当社常務取締役 (現任) 2019年 6月 当社東日本 (関東事業部・名古屋事業部) 担 当 (現任)	44,965株
	<p>【候補者とした理由】</p> <p>関東事業部及び名古屋事業部の責任者を担当し、1998年からは取締役、2003年からは常務取締役として当社の発展に貢献してまいりました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>はら たかし 原 敬 (1971年2月4日)</p>	<p>1994年4月 当社入社 2006年3月 当社経営企画室次長 2009年11月 日本化工食品株式会社 取締役工場長 2011年6月 当社取締役総務部長 2019年8月 日本化工食品株式会社 監査役 2020年4月 当社取締役経営企画部長兼総務部担当(現任) 2021年6月 日本化工食品株式会社 取締役 (現任)</p>	14,750株
		<p><b>【候補者とした理由】</b> 経営企画部門や子会社の取締役等を担当し、2011年からは当社取締役としてグループの成長とコンプライアンスの推進に貢献してまいりました。グループ経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	
5	<p>み しま まさ ふみ 見 島 正文 (1957年11月2日)</p>	<p>1982年1月 当社入社 2005年6月 当社営業統轄部長 2011年6月 当社取締役購買統轄部長兼製造統轄部担当 2019年6月 当社取締役購買統轄部長兼西日本（関西事業部・福岡事業部）担当（現任）</p>	19,900株
		<p><b>【候補者とした理由】</b> 営業、購買、製造部門の責任者を担当し、2011年からは取締役として当社の成長に貢献してまいりました。経営全般に係る意思決定と経営の監督を適切に遂行できる知見や経験、判断力を有していると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	かわ ほん まさ たか 川原正孝 (1950年3月18日)	1973年4月 株式会社福岡相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行） 入行 1979年10月 株式会社ふくや 入社 1980年8月 同社取締役統括部長 1986年4月 同社常務取締役 1994年4月 同社代表取締役副社長 1997年1月 同社代表取締役社長 2014年6月 当社取締役（現任） 2017年4月 株式会社ふくや 代表取締役会長（現任） 〈重要な兼職の状況〉 株式会社ふくや 代表取締役会長	50,000株
<p><b>【候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要】</b></p> <p>永年にわたり、福岡県を代表する食品会社の経営トップを務めるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しておられます。当社の経営を監督し経営全般に対する助言をいただき、また、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。その実務経験を活かし、業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から企業価値向上のための経営の監督と助言を行っていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当社取締役の指名、報酬等の決定に関する客観性の強化に寄与していただくことを期待しております。</p>			
7	なか がわ まさ ひろ 中川正裕 (1949年7月27日)	1973年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行 2000年11月 九州電力株式会社 入社 2007年6月 同社執行役員長崎支店長 2010年6月 九電ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長 2014年6月 一般社団法人九州経済連合会 専務理事 2017年6月 同法人 顧問（現任） 2020年6月 当社取締役（現任）	1,000株
<p><b>【候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要】</b></p> <p>銀行・事業会社等、幅広い業種の企業経営や経済団体への参画に基づく豊富な経験と高い見識を有しておられます。経営者としての視点から、当社の経営全般に対する助言をいただき、また、コーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。その実務経験を活かし、業務を執行する経営陣から独立した客観的な立場から企業価値向上のための経営の監督と助言を行っていただくとともに、指名・報酬諮問委員会の委員として、当社取締役の指名、報酬等の決定に関する客観性の強化に寄与していただくことを期待しております。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社間に、特別の利害関係はありません。

なお、川原正孝氏が代表取締役を務める株式会社ふくやと当社間には当社製品売買の取引がありますが、その額は50万円未満と僅少であり、社外取締役として制約を受けることなく業務を遂行でき

ると判断しております。

2. 川原正孝氏及び中川正裕氏は、社外取締役候補者です。当社は両氏を、東京証券取引所の定めるところに基づき、独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。
3. 当社は、川原正孝氏及び中川正裕氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏が選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社役員としての業務につき行った行為に起因して、被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容による更新を予定しております。
5. 川原正孝氏及び中川正裕氏は、いずれも、過去10年間に於いて、当社または当社の特定関係事業者（子会社・主要な取引先）の業務執行者及び役員となったことはありません。  
両氏は、いずれも、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者及び役員と三親等以内の親族関係はありません。  
両氏は、いずれも、過去2年間に於いて、当社または当社の特定関係事業者から、取締役、執行役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除き、多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、また、これらを受ける予定はありません。
6. 川原正孝氏及び中川正裕氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、それぞれ8年及び2年となります。
7. 川原正孝氏は取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員長であり、藤井宗徳氏及び中川正裕氏は同委員会の委員です。各氏が選任された場合、当社は各氏をそれぞれ引き続き同委員会の委員長及び委員とする予定です。

### 【ご参考】取締役・監査役のスキル・マトリックス

氏名	地位	企業経営	ESG・ リスク管理	財務・ 会計	組織・ 人財	IT・ デジタル	営業・ 購買	生産技術・ 開発
藤井徳夫	取締役 創業者会長	○	○					
藤井宗徳	代表取締役 社長	○	○		○			○
池田賢次郎	常務取締役						○	○
原 敬	取締役			○	○	○		
見島正文	取締役						○	○
川原正孝	社外取締役	○	○					○
中川正裕	社外取締役	○	○			○		
渡邊明治	常勤監査役 社外監査役		○	○				
高宮哲郎	社外監査役		○			○		
近藤隆志	社外監査役		○					○

(注) 上記の一覧表は、各人の保有する経験や知見の全てを表したものではなく、主なものに○を表示しております。

以 上

〈× ㄇ 欄〉

招集ノ通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類



〈× ㄇ 欄〉

招集ノ通知

事業報告

連結計算書類

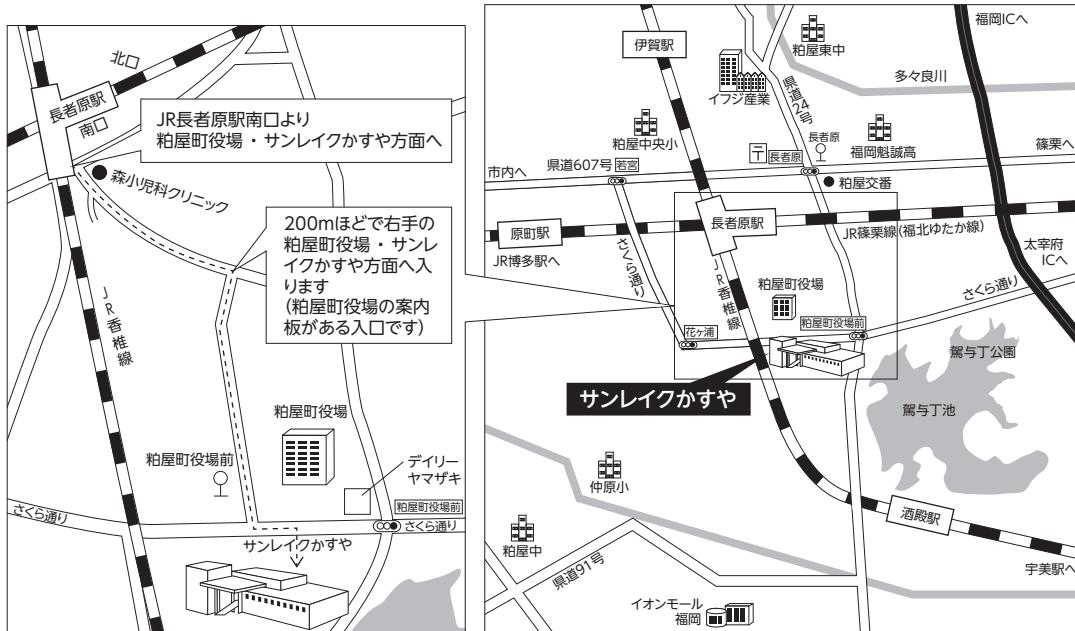
計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主総会会場ご案内図

会 場：粕屋町立生涯学習センター サンレイクかすや さくらホール  
 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目6番1号  
 TEL 092-931-3309



## 交通のご案内：

- JRをご利用の場合
  - 福北ゆたか線 博多駅→長者原駅 約13分
  - 香椎線 香椎駅→長者原駅 約15分
  - 長者原駅南口より徒歩7分
- お車をご利用の場合
  - 九州自動車道 福岡ICから約10分
  - 福岡空港から約15分
- 西鉄バスをご利用の場合
  - 天神より 日の浦口行き (31番)
  - 長者原下車 徒歩10分
  - 天神より 粕屋町役場行き (31番)
  - 粕屋町役場下車 徒歩1分



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォントを  
 採用しています。

